

2021年5月～6月総会 議決権行使指図結果

2021年5月～6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は1,695社、議案数は17,320議案（会社提案：17,164議案、株主提案：156議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	11,426	2,003	0	0	13,429
	監査役の選解任	1,147	166	0	0	1,313
	会計監査人の選解任	55	0	0	0	55
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	708	54	0	0	762
	退任役員の退職慰労金の支給	0	83	0	0	83
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,047	1	0	0	1,048
	組織再編関連（*2）	35	0	0	0	35
	買収防衛策の導入・更新・廃止	1	45	0	0	46
	その他 資本政策に関する議案（*3）	40	3	0	0	43
定款に関する議案		346	3	0	0	349
その他の議案		0	1	0	0	1
合計		14,805	2,359	0	0	17,164

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計		15	141	0	0	156

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

（1）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

（2）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

（3）役員報酬

- ・ストックオプションの付与対象者が、適切ではないと判断した場合

（4）買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・経営者の忖意性を防ぐための仕組みが十分でない場合

(ご参考)

2020年7月～2021年6月総会 議決権行使指図結果

2020年7月～2021年6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は2,471社、議案数は23,873議案（会社提案：23,691議案、株主提案：182議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	15,520	2,831	0	0	18,351
	監査役の選解任	1,536	275	0	0	1,811
	会計監査人の選解任	84	0	0	0	84
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	958	84	0	0	1,042
	退任役員の退職慰労金の支給	0	134	0	0	134
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,471	3	0	0	1,474
	組織再編関連（*2）	62	0	0	0	62
	買収防衛策の導入・更新・廃止	1	54	0	0	55
	その他 資本政策に関する議案（*3）	111	4	0	0	115
定款に関する議案	548	12	0	0	560	
その他の議案	1	2	0	0	3	
合計		20,292	3,399	0	0	23,691

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計		21	161	0	0	182

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

（1）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

（2）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

（3）役員報酬

- ・ストックオプションの付与対象者が、適切ではないと判断した場合

（4）買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・経営者の恣意性を防ぐための仕組みが十分でない場合